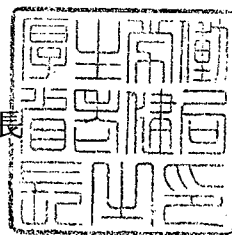


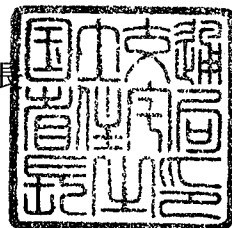
平成23年10月7日  
老発1007第2号  
国住心第38号

社団法人全日本不動産協会 殿

厚生労働省老健局長



国土交通省住宅局長



### 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号。以下「改正法」という。）は平成23年4月28日に、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第237号）は同年7月29日に、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第64号）は同年8月12日にそれぞれ公布され、同年10月20日より施行されることとなります。

また、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）の一部改正等の関係告示が平成23年10月7日に公表され、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（平成23年老発第1007第1号・国住心第37号厚生労働省老健局長・国土交通省住宅局長通知。別添）により改正法の運用に関して通知しているところです。

基本方針においては、高齢者に住宅を賃貸する者、有料老人ホームの設置者、医療法人、社会福祉法人、宅地建物取引業者等への制度の趣旨・内容の周知、普及を図るとともに、広くその意見聴取に努め、制度の円滑かつ適切な運用に努めることとされているところです。

貴団体におかれましても、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく制度の円滑かつ適切な運用に特段の配慮をいただけるよう、改正法の趣旨及び内容について、貴下会員の方々に対して周知されるとともに、基本方針の趣旨及び内容等についても、周知を図られるようお願いいたします。

また、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度に関する規定については、平成23年10月20日から施行されることとなりますが、都道府県知事によりサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた住宅（以下「登録住宅」という。）に入居しようとする高齢者が、身

近な場所で登録住宅に係る情報を得ることができるよう、登録の促進や賃貸住宅への入居を希望する高齢者のための登録住宅に係る情報の提供にご協力をお願いいたします。

あわせて、各地域において、登録住宅等の高齢者の入居に係る住まいの管理の状況、これらの住まいに入居している高齢者の居住の状況等の情報を提供するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会をはじめとする関係者による連絡調整の場が設けられるなどの取組みがなされた場合には、当該取組みにもご協力いただくようお願いいたします。